

令和6年版

# 名古屋市環境白書

( 参考 )

名古屋市

# 目 次

1	環境基本条例	1
2	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	2
3	環境基準	
(1)	大気汚染に係る環境基準	4
(2)	有害大気汚染物質に係る環境基準	6
(3)	水質汚濁に係る環境基準	7
(4)	地下水の水質汚濁に係る環境基準	14
(5)	騒音に係る環境基準	16
(6)	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	17
(7)	航空機騒音に係る環境基準	18
(8)	土壌の汚染に係る環境基準	20
(9)	ダイオキシン類に係る環境基準	23
4	環境目標値	
(1)	大気汚染に係る環境目標値	24
(2)	水質汚染に係る環境目標値	25
5	大気・水質観測局等	
(1)	大気汚染常時監視測定局の配置状況	28
(2)	大気発生源観測局の設置場所	30
(3)	水質主要調査地点	32
(4)	地盤沈下・地下水位観測所の配置状況	34

## 1 環境基本条例

### (1) 環境基本条例の制定の経緯と概要

平成5年11月に制定された環境基本法の中で地方公共団体の責務が定められたことを受け、平成8年3月に名古屋市環境基本条例を制定しました。

この条例は、現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、制定の趣旨、目的、環境の保全についての基本的な理念を明らかにするための前文に続き、本則全35条など右のような構成となっています。

#### 《条例の構成》

前文

第1章 総則

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る方針

第2節 環境基本計画

第3節 環境の保全のための施策等

第3章 名古屋市環境審議会

第4章 地域環境審議会

附則

### (2) 名古屋市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議し、その結果を答申することを役割とした市長の附属機関であり、環境基本条例に基づき設置されています。

審議会は、市議会の議員のうちから議長が推薦した者、学識経験者及び関係行政機関職員のうちから市長が委嘱する25人以内の委員と、特別の事項を調査審議するため、調査審議事項ごとに学識経験者のうちから市長が委嘱する5人以内の専門委員で組織することとされています。

### (3) 地域環境審議会

市民の意見を環境行政に反映させるため、環境基本条例に基づき、区域に係る環境の保全に関する施策の調査などのため、市長の附属機関として各区に設置されています。地域環境審議会は、それぞれの区の実情に応じ、その区域における環境保全に関する施策について調査審議しています。

## 2 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（略称：環境保全条例）

### （1）条例制定の経緯

高度経済成長期、危機的な状況にあった産業型公害に緊急に対処するため、昭和48年1月、大気汚染物質の排出規制、地盤沈下対策を目的とした地下水採取規制を主たる内容とする名古屋市公害防止条例を制定しました。しかしながら、その後の都市化の進展、社会経済情勢の変化等により、環境問題の態様が大きく変化する中、公害防止条例では、こうした今日的な環境問題に適切に対応することが困難となってきました。

そこで、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的として、公害防止条例を全面的に見直し、今日的な環境問題にも適切に対処できる新たな条例として、平成15年10月1日に施行しました。（一部は平成16年4月1日施行）

#### 《条例の構成》

前文	第4章 生活環境の保全に関する措置
第1章 総則	第1節 廃棄物等の焼却の制限
第2章 環境の保全に関する基本的施策	第2節 生活排水による水質汚濁の防止
第3章 工場、事業場等に対する規制等	第3節 生活騒音の防止
第1節 大気汚染に関する規制	第5章 環境への負荷の低減に関する措置
第2節 水質汚濁の防止	第1節 地球環境の保全のための基本的な責務
第3節 工場等に係る騒音等に関する規制	第2節 建築物に係る環境への負荷の低減
第4節 特定建設作業に係る騒音等に関する規制	第3節 事業活動に伴う地球温暖化の防止
第5節 営業等に係る騒音等に関する規制	第4節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
第6節 悪臭の防止	第5節 環境保全上健全な水循環の確保
第7節 化学物質の適正管理	第6章 市、市民及び事業者のパートナーシップ
第8節 土壌及び地下水の汚染に関する規制	第7章 雑則
第9節 地下水の採取に関する規制等	第8章 罰則
	附則

## (2) 基本的な考え方及び特色

この条例は、環境基本条例の理念、責務を踏まえた施策の具体化を図るための、環境の保全に関する総合的な実施条例と位置づけられています。

この条例には、工場・事業場に対する公害防止のための規制措置のほか、以下のような新しい視点に立って、環境への負荷の低減に資する幅広い内容が盛り込まれています。

この条例は、環境基本条例の理念、責務を踏まえた施策の具体化を図るための、環境の保全に関する総合的な実施条例と位置づけられています。

### ① 条例の対象分野

大気・土壌・地下水汚染、有害化学物質対策等の他、地球環境問題など、今日的な環境問題にも適切に対応できる対象分野としています。

### ② 環境汚染の実態を踏まえた規制措置の見直し

法改正等に対応した新たな規制措置の創設の他、環境汚染の実態を踏まえた規制措置の見直し・拡張を図ります。

### ③ 事業者の自主的な取組みの促進

特定化学物質等適正管理書、建築物環境計画書の作成・届出、地球温暖化対策計画書・対策結果の作成・届出、公表など、事業者による自主的な取組みの一層の促進を図ります。

### ④ 市民の日常生活における環境への配慮

都市生活型公害、地球温暖化問題に対応するため、市民の日常生活における行動にも環境への配慮を求めます。(アイドリング・ストップの義務付け、家庭用を含めた小型焼却施設の原則使用禁止など)

### ⑤ 環境に関わる各種情報の市民への積極的な提供

市、市民及び事業者が、環境に関する問題意識を共有し、それぞれの責任と役割を果たしながら、自主的な取組みを実践していくことができるよう、相互の連携及び協働(パートナーシップ)、円滑なコミュニケーションの確保に努めていきます。

### 3 環境基準

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

昭和48年環境庁告示第25号  
 昭和48年環境庁告示第35号  
 昭和53年環境庁告示第38号  
 昭和56年環境庁告示第47号  
 平成 8年環境庁告示第73号  
 平成 8年環境庁告示第74号  
 平成21年環境省告示第33号

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法
評価方法	(長期的評価) 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (短期的評価) 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	(長期的評価) 1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%目に当る値(98%値)で評価する。	(長期的評価) 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (短期的評価) 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
達成期間	維持され、または原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。	・0.06ppmを超える地域……0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 ・0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域……原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはないよう努めるものとする。	維持され、または早期に達成されるよう努めるものとする。
適用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において測定した測定値。</li> <li>・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</li> </ul>		

物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
評価方法	(長期的評価) 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。  (短期的評価) 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	(短期的評価) 5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。	(長期的評価) 1年平均値かつ1日平均値のうち年間98パーセンタイル値で評価する。
達成期間	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
適用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において測定した測定値。</li> <li>・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> </ul>		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</li> <li>3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>			

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

平成 9年環境庁告示第 4号  
 平成13年環境省告示第 30号  
 改正 平成30年環境省告示第100号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9. 2. 4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9. 2. 4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13. 4.20告示)	

第1 環境基準

- 1 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所においては、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持または早期達成に努めるものとする。

参考 有害大気汚染物質に係る指針値

平成15年環境省通知環管総発第030930004号  
 平成18年環境省通知環水大総発第061220001号  
 平成22年環境省通知環水大総発第101015002号  
 平成26年環境省通知環水大総発第1405011号  
 令和2年環境省通知環水大総発第2008201号

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m <sup>3</sup> (40ngHg/m <sup>3</sup> )以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m <sup>3</sup> (25ngNi/m <sup>3</sup> )以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が0.14μg Mn/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

\*指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号  
最終改正 令和 5 年 3 月環境省告示第 6 号

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法	対象水域	達成期間
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	全 公 共 用 水 域	直ちに達成され、維持されるように努める
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法		
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法		
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2(規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65. の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。		
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法		
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法		
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法		
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法		
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法		
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2. 1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法		
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものをを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる方法		
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法		
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。				

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう(海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。 )については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

注 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする(海域もこれに準ずる)。					

〈水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定〉

a 名古屋市内水域

水 域	該当類型	達成期間	備考
荒子川 (全域)	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示
中川運河 (全域)	E	イ	
堀川 (全域)	D	イ	
山崎川 (全域)	D	イ	
天白川 (全域)	C	イ	

b 庄内川等水域

水 域	該当類型	達成期間	備考
庄内川中流(1) (水野川合流点より上流)	A	イ	令和2年3月31日 愛知県告示
庄内川中流(2) (水野川合流点から水分橋まで)	C	イ	
庄内川下流 (水分橋より下流)	C	イ	
矢田川上流 (大森橋より上流)	D	イ	
矢田川下流 (大森橋より下流)	C	イ	
新川下流 (新橋より下流)	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示
五条川下流 (待合橋より下流)	D	イ	
日光川 (全域)	D	イ	

〈水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定〉

a 名古屋市内水域

水 域	該当類型	達成期間	備考
荒 子 川 ( 全 域 )	生物B	イ	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
中 川 運 河 ( 全 域 )	生物B	イ	
堀 川 ( 全 域 )	生物B	イ	
山 崎 川 ( 全 域 )	生物B	イ	
天 白 川 ( 全 域 )	生物B	イ	

b 庄内川等水域

水 域	該当類型	達成期間	備考
庄 内 川 ( 全 域 )	生物B	イ	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
矢 田 川 ( 全 域 )	生物B	イ	
新 川 下 流 ( 新 橋 より 下 流 )	生物B	イ	
五 条 川 下 流 ( 待 合 橋 より 下 流 )	生物B	ハ	
日 光 川 ( 全 域 )	生物B	ハ	

イ 海 域

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)	
A	水産1級 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと	水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されない こと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	付表 14 に掲げる方法	
<p>備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)                  (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)                  fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- 注 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水産 1 級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 // 2 級:ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ii)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注 2 水産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

注 2 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

注 2 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(iii)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

〈水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定〉

水 域	該当類型	達成期間	備考
名古屋港 (甲) (注の水域)	海域C	ハ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

注 木曾川左岸導流堤南端と外港第 1 航路第 1 燈標(北緯 34 度 58 分 6 秒、東経 136 度 47 分 55 秒)を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

〈全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型指定〉

水 域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾 (イ) (注の水域)	海域IV	イ	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

注 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同燈標から名古屋港南 5 区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

〈水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定〉

水 域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾 (注1の水域)	生物A	イ	平成24年11月2日 環境省告示
伊勢湾(イ) (注2の水域)	生物特A	イ	

注1 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良子岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)、伊勢湾(ハ)、伊勢湾(ニ)、伊勢湾(ホ)、伊勢湾(ヘ)、伊勢湾(ト)に係る部分を除いたもの。

2 愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西側の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

〈達成期間の分類〉(河川についても同様)

分類	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的すみやかに達成

#### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年環境庁告示第10号  
最終改正 令和3年環境省告示第63号

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/ℓ)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ふ っ 素	0.8 mg/ℓ以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

## (5) 騒音に係る環境基準

### ○騒音に係る環境基準について

(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正 平成 24 年環境省告示第 54 号)

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成 5 年政令第 371 号)第 2 条の規定に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- 注 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 :個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあって 40 デシベル以下)によることができる。

### ○騒音に係る環境基準の地域の類型

(平成 24 年名古屋市告示第 141 号、最終改正 平成 27 年名古屋市告示第 353 号)

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## (6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

※ 関係部分を抜粋して引用しているため、番号が連続していない場合がある。

### ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正 平成 12 年環境庁告示第 78 号)

#### ●環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

注 I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
  - (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
  - (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- 3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

### ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

(昭和 52 年愛知県告示第 484 号、最終改正 平成 30 年3月 30 日愛知県告示第 203 号)

地域の類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	別表に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表 (抜粋)

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400 メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうについては左右両側にそれぞれ 600 メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心にそれぞれ橋りょうの反対側に半径 600 メートルの円内の地域。ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。
---

## (7) 航空機騒音に係る環境基準

※ 関係部分を抜粋して引用しているため、番号が連続していない場合がある。

### ○航空機騒音に係る環境基準について

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号、最終改正 平成 19 年環境省告示第 114 号)

#### ●環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(LAE)を計測する。  
 (4) 評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L<sub>den</sub>)を算出し、全測定日の L<sub>den</sub> について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,sj}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,dk}+10}{10}} \right) \right\}$$

算式イ

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

#### ●達成期間

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	—
第三種空港及びこれに準ずるもの			
既設飛行場	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	5年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
	成田国際空港		10年以内
	第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70 デシベル未満とすること 又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62 デシベル未満とすること 又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

(昭和 52 年愛知県告示第 483 号、最終改正 平成 30 年3月 30 日愛知県告示第 202 号)

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 別表に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	別表に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

1 愛知県名古屋飛行場(愛知県西春日井郡豊山町豊場)の位置を示す標点(北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒)から滑走路延長方向に延ばした直線(以下「名古屋中心線」という。)と直角方向に東方5キロメートル、西方4キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
--

(8) 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年環境庁告示第46号  
最終改正 令和2年環境省告示第44号

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 10につき 0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38. 1. 1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 10につき 0.01 mg以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 10につき 0.05 mg以下であること。	規格 65. 2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液 10につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 10につき 0.0005 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 10につき 0.002 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 10につき 0.002 mg以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04 mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 10につき 0.006 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 10につき 0.003 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は 第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 10につき 0.8 mg以下であること。	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mlに硫酸 10ml、りん酸 60ml及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mlを混合し、水を加えて 1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.c)(注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 10につき 1 mg以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 10につき 0.05 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考		
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 10につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

## 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握するこ

とができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

## 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(9) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年環境庁告示第 68 号  
 改正 平成 14 年環境省告示第 46 号  
 改正 平成 21 年環境省告示第 11 号

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg - TEQ / m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本産業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg - TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリー-カラムを併用して測定するものに限る。)
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は、2, 3, 7, 8 -四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</li> <li>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</li> <li>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>		

注 水底の底質の環境基準は、平成 14 年 9 月 1 日から適用する。  
 土壌の環境基準(測定方法)は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体 ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第 2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第 3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

## 4 環境目標値

### (1) 大気汚染に係る環境目標値（令和2年2月3日名古屋市告示第57号）

#### ①市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	令和5年度
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	令和5年度
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	達成を維持するものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

6 光化学オキシダントについては、令和12年度までに「昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数が300時間以下であること。」を当面の目標として設定する。

#### ②快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1年平均値が0.015mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の1年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(2) 水質汚濁に係る環境目標値 (平成17年名古屋市告示第402号・最終改正令和6年名古屋市告示第171号)

① 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

② 水質の汚濁に関する目標

項目	河川			ため池		海域		測定方法
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
	川に入っ ての遊 びが楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水 際 での遊 びや自 然観 が楽し める	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水 際 での遊 びが楽 しめる	海 辺の散 歩が楽 しめる	
水素イオン 濃度 (pH)	6.5以上8.5以下			-	-	7.8以上8.3以下		規格 12.1 に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置に よりこれと同程度の計測 結果の得られる方法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/L以下	5 mg/L以下	8 mg/L以下	-	-	-	-	規格21に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)	-	-	-	6 mg/L以下	8 mg/L以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	規格17に定める方法
浮遊物質 量(SS)	10 mg/L以下	15 mg/L以下	20 mg/L以下	15 mg/L以下	20 mg/L以下	5 mg/L以下	10 mg/L以下	付表9に掲げる方法
溶存酸素 量(DO)	5 mg/L以上		3 mg/L以上	-	-	5 mg/L以上		規格 32 に定める方法又 は隔膜電極を用いる水質 自動測定装置によりこれ と同程度の計測結果の得 られる方法
ふん便性 大腸菌群 数	1000個/ 100 mL以下	-	-	-	-	-	-	メンブランフィルター法 又は、疎水性格子付きメ ンブランフィルター法
全窒素	-	-	-	0.6 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下		規格45.2、45.3又は45.4 に定める方法(ただし、 海域については、規格 45.4に定める方法。)
全 磷	-	-	-	0.05 mg/L 以下	0.1 mg/L以下	0.09 mg/L以下		規格46.3に定める方法
全 亜 鉛	0.03 mg/L以下			0.03 mg/L以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格53に定める方法(準 備操作は規格53に定める 方法によるほか、付表10 に掲げる方法によること ができる。また、規格53 で使用する水については 付表10の1(1)による。)
ノニルフェ ノール	0.002 mg/L以下			0.002 mg/L以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表11に掲げる方法
直鎖アルキ ルベンゼ ンスルホ ン酸及び その塩 (LAS)	0.05 mg/L以下			0.05 mg/L以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表12に掲げる方法

注1「測定方法」の欄において「規格」とは、日本産業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表に掲げるものをいう。

- 2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。
- 3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。
- 4 全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。
- 5 水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標については、令和12年度(2030年度)を目途として、その達成維持を図るものとする。

③ 親しみやすい指標による目標

区分 項目	河川			ため池		海域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っ ての遊 びが楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水際 での遊 びや自 然観 察が楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水 際での 遊 びが楽 しめる	海 辺の散 歩が楽 しめる
水のにごり (透視度)	にごり がない (おおむ ね70cm 以上)	にごり が少 ない (おおむ ね50cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30cm 以上)	にごり が少 ない (おおむ ね50cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30cm 以上)	にごり がな い (おおむ ね70cm 以上)	
水のおい	顔を 近づ けて も不 快で ない こと。	水際 に寄 って も不 快で ない こと。	橋や 護岸 で不 快で ない こと。	不快 でな いこ と。		不快 でな いこ と。	
水の色	異常 な着 色の ない こと。			水の 華(ア オコ) 等の 異常 な着 色の ない こと。		赤潮 ・苦 潮等 の異 常な 着 色の ない こと。	
水の流	流れ のあ るこ と。			-	-	-	-
ごみ	ごみ が捨 てら れて いな いこ と。						
生き物	生き 物が 生息 ・生 育し てい るこ と。						
指標生	[淡水 域] アユ、 モロ コ類、 ヒラ タカ ゲロ ウ類、 カワ ゲラ 類	[淡水 域] カマ ツカ、 オイ カワ、 コカ ゲロ ウ類、 シマ トビ ケラ 類 ハグ ロトン ボ	[淡水 域] フナ 類、 イト ンボ 類、 ミズ ムシ (甲 殻類)、 ヒル 類  [汽水 域] フジ ツボ 類、 ゴカ イ類	オイ カワ、 ウチ ワヤ ンマ、 チョ ウト ンボ、 トビ ケラ 類、 ガガ ブタ、 クロ モ、 ヒル ムシ ロ類、 コウ ホネ	フナ 類、 イト ンボ 類、 コシ アキ トン ボ、 ミズ カマ キリ 類、 ヨシ、 ガマ 類、 ヒシ 類	[海域] クロ ダイ、 マハ ゼ、 シロ ギス、 カレ イ類、 ヤド カリ 類、 アサ リ  [干潟] チゴ ガニ、 アナ ジャ コ、 ヤマト シジ ミ	[海域] ボラ、 スズ キ、 イソ ギン チャ ク類、 フジ ツボ 類  [干潟] ニホ ンド ロソ コ エビ、 ゴカ イ類、 ヤマト オサ ガニ

④ 達成年度

ア 水の安全性に関する目標

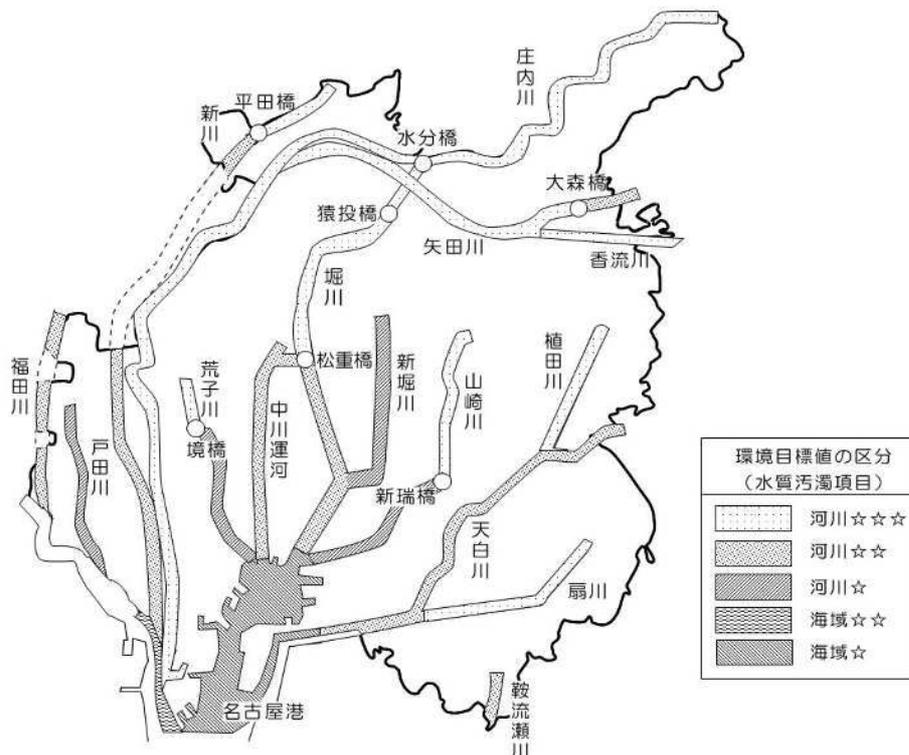
設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ 水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

令和12年度(2030年度)を目途として、その達成維持を図るものとする。

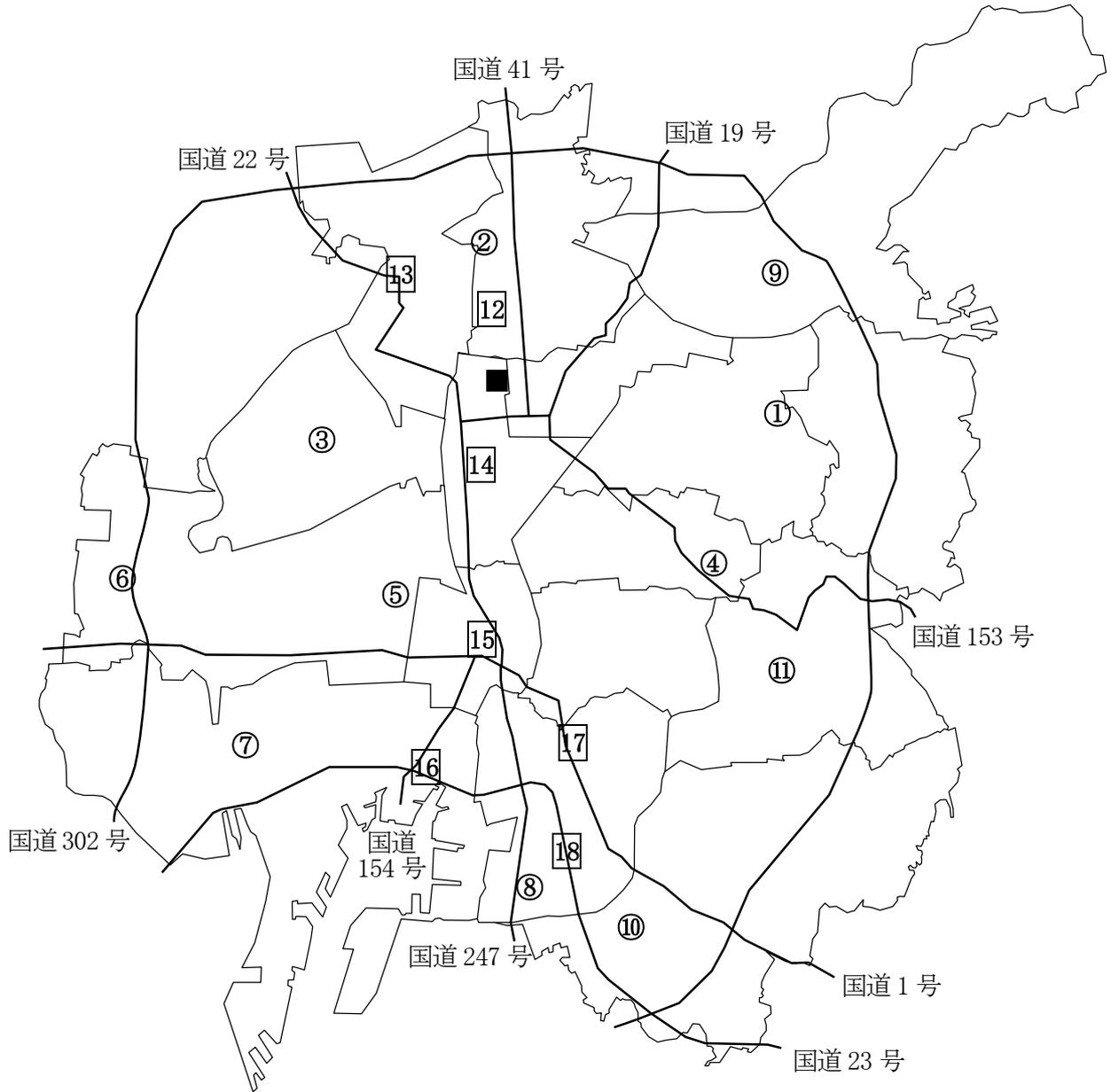
<地域区分>

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、植田川(全域)、扇川(全域)、庄内川上流部(水分橋から上流の水域に限る。)、庄内川下流部(水分橋から下流の水域に限る。)、矢田川下流部(大森橋から下流の水域に限る。)、香流川(全域)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。))及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、天白川(全域)、鞍流瀬川(全域)、矢田川上流部(大森橋から上流の水域に限る。)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、福田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、戸田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
ため池	☆☆	水際での遊びや自然観察が楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域



## 5 大気・水質観測局等

### (1) 大気汚染常時監視測定局の配置状況



番号	測定種別(管理者)
①	一般環境大気測定局(愛知県)
②～⑪	一般環境大気測定局(名古屋市)
⑫～⑱	自動車排出ガス測定局(名古屋市)

■ :名古屋市役所

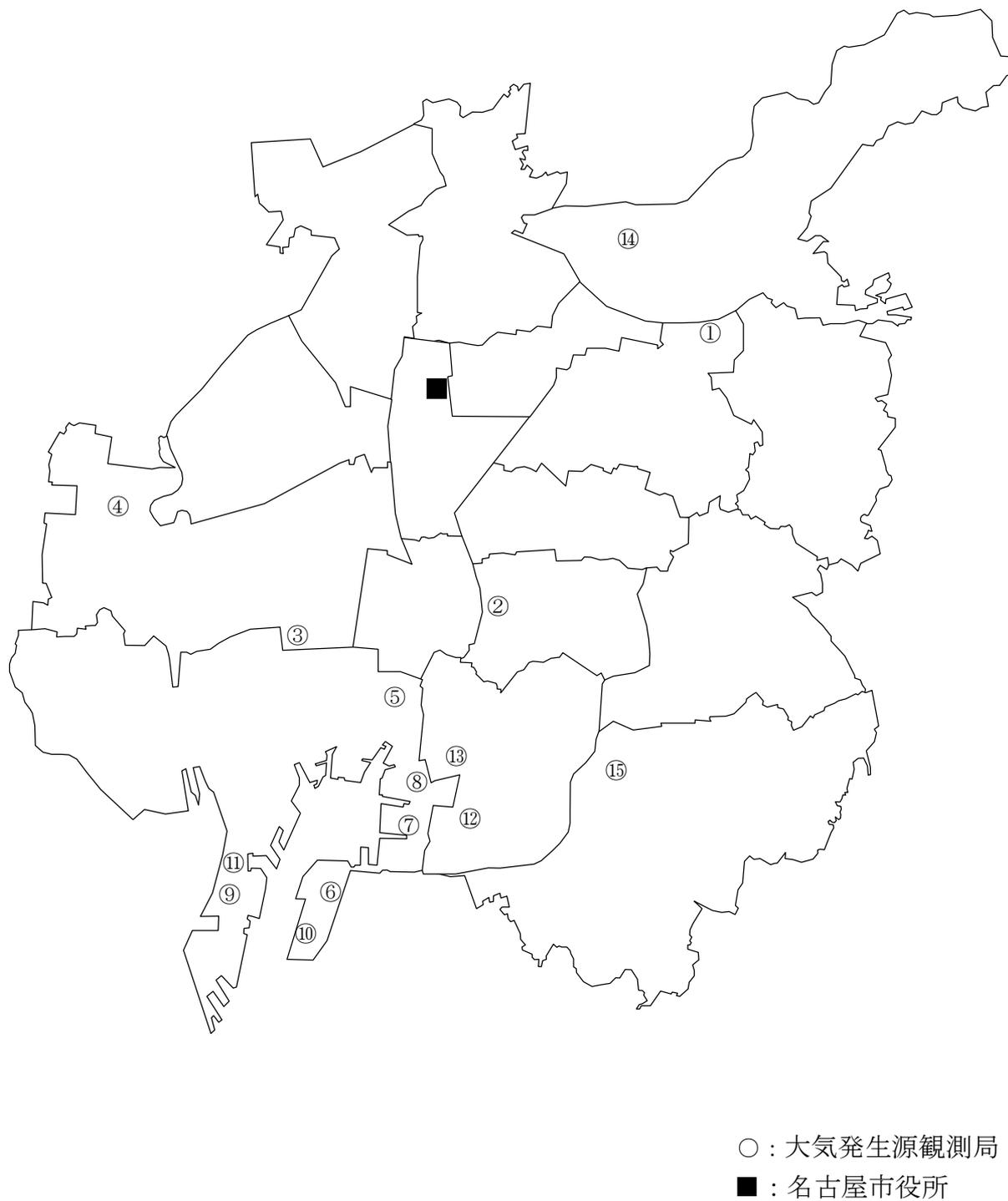
(令和6年3月末現在)

測定種別	番号	測定局	所在地	管理者	測定項目										
					二酸化硫黄	窒素酸化物 <sup>注1</sup>	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント <sup>注2</sup>	炭化水素	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度	紫外線	
一般環境 大気測定局	①	国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿21-1	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②	城北つばさ高校	北区福德町字広瀬島350-4	市	○	○		○	○		○	○			
	③	名 楽 町	中川区名楽町4-7-18	市		○		○	○		○	○			
	④	滝川小学校	昭和区滝川町131	市		○		○	○		○	○			
	⑤	八幡中学校	中川区元中野町2-11	市	○	○		○	○		○	○			
	⑥	富田支所	中川区春田三丁目215	市		○		○	○	○	○	○	○		
	⑦	惟信高校	港区惟信町2-262	市		○		○	○		○	○			
	⑧	白水小学校	南区松下町2-1	市	○	○		○	○		○	○			
	⑨	守山保健センター	守山区小幡一丁目3-1	市		○		○	○		○	○			
	⑩	大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	市		○		○	○		○	○			
	⑪	天白保健センター	天白区島田二丁目201	市		○		○	○		○	○			○
自動車 排出ガス測定局	⑫	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目4-5	市		○		○			○	○			
	⑬	名塚中学校	西区新福寺町2-1-2	市		○		○	○		○	○			
	⑭	若宮大通公園	中区大須二丁目404番地先	市	○	○		○	○		○	○	○		
	⑮	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目10-45	市		○		○			○	○			
	⑯	港 陽	港区港陽一丁目1-65	市		○		○	○		○	○			
	⑰	千 竈	南区汐田町1304	市		○		○			○	○			
	⑱	元塩公園	南区元塩町2	市		○	○	○		○	○	○			
計		愛知県管理分		一般局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
				自排局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		名古屋市管理分		一般局	3	10	0	10	10	1	10	10	1	1	
				自排局	1	7	1	7	3	1	7	7	1	0	
合 計				一般局	4	11	1	11	11	2	11	11	2	1	
				自排局	1	7	1	7	3	1	7	7	1	0	

注1 窒素酸化物とは、一酸化窒素と二酸化窒素である。

注2 炭化水素とは、非メタン炭化水素とメタンである。

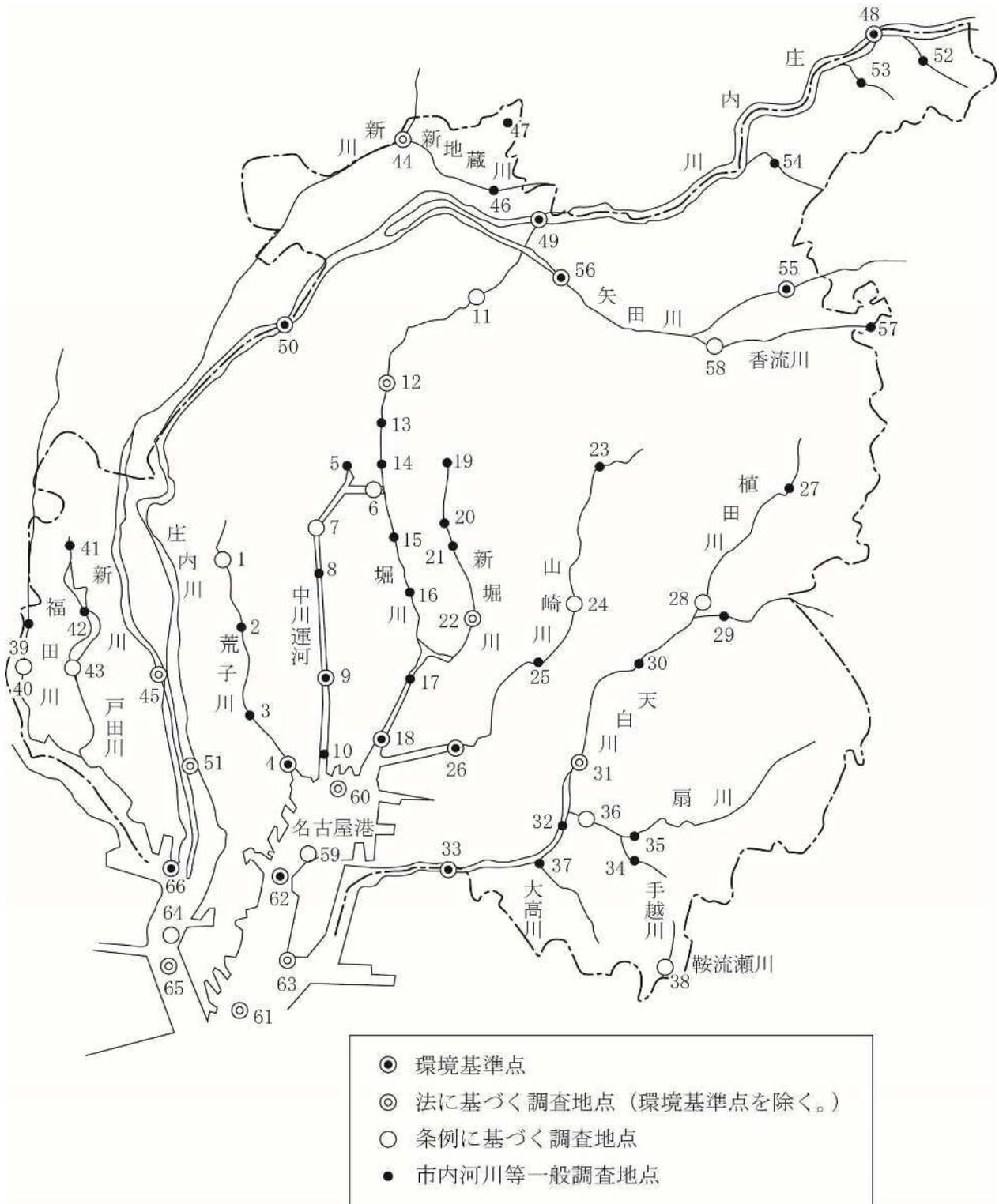
## (2) 大気発生源観測局の設置場所



(令和6年3月末時点)

番号	区	工場・事業場名	煙道数					
				酸素	窒素酸化物	温度	燃料流量	排出ガス量
①	千種	環境局猪子石工場	2	○	○	○		○
②	瑞穂	日本碍子(株)名古屋事業所	3	○	○	○	○	
③	中川	中部鋼鉄(株)製造所	1	○	○	○	○	
④		環境局富田工場	3	○	○	○		○
⑤	港	(株)UACJ名古屋製造所	5	○	○	○	○	○
⑥		(株)JERA新名古屋火力発電所	11	○	○	○	○	
⑦		東亜合成(株)名古屋工場	2	○	○	○		○
⑧		東レ(株)名古屋事業場	2	○	○	○	○	
⑨		上下水道局空見スラッジリサイクルセンター	2	○	○	○		○
⑩		日清オイリオグループ(株)名古屋工場	1	○	○	○	○	
⑪		ニチハ(株)名古屋工場	1	○	○	○	○	
⑫	南	大同特殊鋼(株)星崎工場	2	○	○	○	○	
⑬		ニチハマテックス(株)大江工場	1	○	○	○	○	
⑭	守山	アサヒビール(株)名古屋工場	1	○	○	○	○	
⑮	緑	環境局鳴海工場	2	○	○	○		○
工場・事業場数			15	15	15	15	10	6
煙道数			39	39	39	39	24	15

### (3) 水質主要調査地点



(令和6年3月末現在)

番号	調査地点	調査担当機関	番号	調査地点	調査担当機関		
1	荒子川	境橋	環境局	34	手越川	手越橋	緑政土木局
2		北中島橋	緑政土木局	35	扇川	焼田橋	〃
3		善進橋	〃	36		鳴海橋	環境局
4		荒子川ポンプ所	環境局	37	大高川	大高橋	緑政土木局
5	中川運河	猿子橋	緑政土木局	38	鞍流瀬川	梶田橋	環境局
6		松重ポンプ所	環境局	39	福田川	福島橋	緑政土木局
7		長良橋	〃	40		新西福橋	環境局
8		野立橋	緑政土木局	41	戸田川	春幡橋	緑政土木局
9		東海橋	環境局	42		供米田橋	〃
10		中川橋	緑政土木局	43		新東福橋	環境局
11	堀川	猿投橋	環境局	44	新川	比良新橋	愛知県
12		小塩橋	〃	45		日の出橋	環境局
13		納屋橋	緑政土木局	46	新地蔵川	新生橋	緑政土木局
14		洲崎橋	〃	47	生棚川	六が池	〃
15		尾頭橋	〃	48	庄内川	大留橋	国土交通省
16		御陵橋	〃	49		水分橋	〃
17		紀左エ門橋	〃	50		枇杷島橋	〃
18		港新橋	環境局	51		庄内新川橋	〃
19	新堀川	舞鶴橋	緑政土木局	52	大矢川	山の田橋	緑政土木局
20		向田橋	〃	53	野添川	野添橋	〃
21		立石橋	〃	54	長戸川	天王橋	〃
22		日の出橋	環境局	55	矢田川	大森橋	環境局
23	日岡橋	緑政土木局	56	天神橋		国土交通省	
24	山崎川	鼎(かなえ)橋	環境局	57	香流川	下川原橋	緑政土木局
25		新瑞橋	緑政土木局	58		香流橋	環境局
26		道徳橋	環境局	59	名古屋港	潮見ふ頭北	〃
27	植田川	高針橋	緑政土木局	60		M-1(ガーデンふ頭)	〃
28		植田橋	環境局	61		M-2(金城ふ頭東)	愛知県
29	天白川	音聞橋	緑政土木局	62		N-1(潮見ふ頭西)	環境局
30		菅田橋	〃	63		N-11(潮見ふ頭南)	〃
31		天白橋	環境局	64		金城ふ頭西	〃
32		大慶橋	緑政土木局	65		N-10(庄内川河口)	〃
33		千鳥橋	環境局	66		N-14(藤前干潟)	〃

(4) 地盤沈下・地下水位観測所の配置状況



本市観測所				民間委託観測所(種別 ◯)		
番号	種別	名称	設置場所	番号	名称	所在地
1	■	港北	港区港北中学校敷地内	1	昭和	港区昭和町
2	■	戸田	中川区明正小学校敷地内	2	矢田南	東区矢田南五丁目
3	◯	荒子	中川区野田小学校敷地内	3	堀越	西区堀越一丁目
4	●	南陽	港区南陽中学校敷地内	4	千年	熱田区千年一丁目
5	●	中村	中村区諏訪小学校敷地内	5	春岡	千種区春岡通
6	●	熱田	熱田区野立小学校敷地内	6	御器所	昭和区御器所町
7	◯	西	西区五町公園敷地内	7	不老町	千種区不老町
8	●	北江	中川区市立工業高校敷地内			